

【基本理念】

静岡教育事務所は、学校現場に最も近い、県教育委員会事務局の執行機関として、社会総がかりで子供を育てることを踏まえ、

急激に変化する時代を、たくましく、しなやかに、共に生き抜く児童生徒の育成に資する、教職員・学校・市町教育委員会の支えとなること

を基本理念として事務・事業を行います。

【基本方針】

事務・事業を行うに当たっては、以下の2点を基本方針として、教職員、学校、市町教育委員会の支援に当たります。

児童生徒の主体的な学びを支える魅力あふれる学校づくりに向けて、授業を中心に、教育の質の向上を目指した改善・充実を支援します。

経営資源を有効に活用した有機的な学校経営をねらいとして、学校内外の組織及び個人の活用、行政機関としての予算や施策の執行も含め、経営機能の質の向上を目指した改善・充実を支援します。

【留意事項】

また、以下の4点を踏まえたものとなるよう留意します。

1 次に示す国や県の教育施策を踏まえた事務・事業の執行を行う。

- ・学習指導要領及び『令和の日本型学校教育』の構築を目指して
- ・ふじのくに「有徳の人」づくり大綱
- ・静岡県教育振興基本計画(2022～2025)
- ・静岡県教育委員会「令和6年度教育行政の基本方針」



2 静岡県教育委員会組織規則第12条に示された所掌事務の遂行を基本とする。

3 義務教育課をはじめとする県教育委員会各課及び総合教育センター、関係諸機関との連携を十分に図る。

4 社会の変化に素早く的確に対応しつつ、自主的・自立的な取組を進める学校を積極的に支援できるよう、教育事務所の機能強化・活性化に努め、市町教育委員会との協働を推進する。

